

# 令和4年度第1回長野県自立支援協議会 次第

令和4年6月15日(水)  
13:30~15:30  
場所:県庁議会棟404、405

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会議事項

(1) 長野県自立支援協議会について

資料1 1-2

1-3 1-4

(2) 専門部会等の活動計画等について

資料2

(3) 地域(自立支援)協議会の運営について

(4) その他

- ・地域福祉課
- ・障がい者支援課
- ・県社会福祉協議会

資料3-1 3-2

資料3-3

資料3-4

5 閉会

O

O

## 長野県自立支援協議会 委員名簿

[任期 : R3. 6. 1 ~ R5. 5. 31]

(R4.6.改訂)

(敬称略)

設置要綱 (第4条)	氏 名	役 職 等	備 考
第1号	大堀 尚美	長野県ピアサポートネットワーク 代表 NPO法人ポプラの会 事務局長	当事者団体代表
	小林 和夫	長野県身体障害者福祉協会 理事長	
	中村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長	
第2号	早水 卓也	(福) 佐久学舎 統括	佐久圏域代表
	山口 慶介	上田市障がい者支援課 係長	上小圏域代表(行政)
	林 敏彦	(福) この街福祉会 常務理事	諏訪圏域代表
	濱田 琢也	長野県西駒郷 駒ヶ根支援事業部長兼宮田支援事業部長	上伊那圏域代表
	松澤 陽子	飯伊圏域障がい者総合支援センター 所長	飯伊圏域代表
	西村 久美	王滝村町福祉健康課 課長	木曾圏域代表(行政)
	高木 寿郎	松本市健康福祉部障害福祉課 課長	松本圏域代表(行政)
	鳥羽 章人	大町市民生部福祉課 課長	大北圏域代表(行政)
	浅野 恵子	長野市南部障害者相談支援センター 専門員	長野圏域(長野市)代表
	永井 芳夫	小布施町健康福祉課 課長	長野圏域(須高)代表(行政)
第3号	坂井 道夫	千曲市健康福祉部福祉課 福祉課長	長野圏域(千曲・坂城)代表(行政)
	小林 恵一	飯綱町保健福祉課福祉係長	長野圏域(北部)代表(行政)
	池田 俊哉	中野市健康福祉部福祉課 福祉課長	北信圏域代表(行政)
	青木みどり	長野県LD等発達障害児者親の会「よつ葉の会」会長	公募
	本田 秀夫	信州大学医学部子どものこころの発達医学教室教授	有識者
	長峰 夏樹	長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター所長	
	小林 広美	長野県介護支援専門員協会 会長	
	橋詰 正	上小圏域障害者総合支援センター 所長	
	丸山 哲	(福) 高水福祉会 理事長	
	関谷 真	須高地域総合支援センター 所長	
	藤原 香澄	上伊那圏域障がい者総合支援センター 相談支援専門員	
	熊谷 恵子	(福) 森と木 ながの地域相談支援センターべターデイズ 療育コーディネーター	
	上野 隆一	(一社) しよう 事業部長	
	紅林奈美夫	長野県精神福祉士協会/ 松本市障がい者基幹相談支援センター 所長	
	勝又小百合	(福) りんどう信濃会喬木悠生寮 主査相談支援専門員	

第一回長野県自立支援協議会 参加者名簿

(敬称略)

設置要綱 (第4条)	氏 名	役 職 等	備 考	備 考
第1号	大堀 尚美	長野県ピアサポートネットワーク 代表 NPO法人ボプラの会 事務局長	当事者団体代表	欠席
	有澤 昌翁	長野県身体障害者福祉協会 事務局長		代理出席
	中村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長		
第2号	依田 徳光	佐久広域連合障がい者相談支援センター	佐久圏域代表	代理出席
	山口 慶介	上田市障がい者支援課 係長	上小圏域代表(行政)	
	鈴木 美和子	諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス所長	諏訪圏域代表	代理出席
	濱田 琢也	長野県西駒郷 駒ヶ根支援事業部長兼宮田支援事業部長	上伊那圏域代表	
	松澤 陽子	飯伊圏域障がい者総合支援センター 所長	飯伊圏域代表	欠席
	田中 絹代	木曽広域連合 健康福祉課 福祉係	木曽圏域代表(行政)	代理出席
	高木 寿郎	松本市健康福祉部障害福祉課 課長	松本圏域代表(行政)	
	鳥羽 章人	大町市民生部福祉課 課長	大北圏域代表(行政)	
	浅野 恵子	長野市南部障害者相談支援センター 専門員	長野圏域(長野市)代表	
	永井 芳夫	小布施町健康福祉課 課長	長野圏域(須高)代表(行政)	
第3号	安藤 正幸	千曲・坂城地域自立支援協議会会长	長野圏域(千曲・坂城)代表	代理出席
	小林 恵一	飯綱町保健福祉課福祉係長	長野圏域(北部)代表(行政)	
	池田 俊哉	中野市健康福祉部福祉課 福祉課長	北信圏域代表(行政)	
	青木 みどり	長野県LD等発達障害児者親の会「よつ葉の会」会長	公募	
	本田 秀夫	信州大学医学部子どものこころの発達医学教室教授	有識者	
	長峰 夏樹	長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター所長		
	小林 広美	長野県介護支援専門員協会 会長		欠席
	橋詰 正	上小圏域障害者総合支援センター 所長		
	丸山 哲	(福)高水福祉会 理事長		
	関谷 真	須高地域総合支援センター 所長		
	藤原 香澄	上伊那圏域障がい者総合支援センター 相談支援専門員		
	熊谷 恵子	(福)森と木 ながの地域相談支援センターべターデイズ 療育コーディネーター		
	上野 隆一	(一社)しよう 事業部長		
	紅林 奈美夫	長野県精神福祉士協会／ 松本市障がい者基幹相談支援センター 所長		
	勝又 小百合	(福)りんどう信濃会喬木悠生寮 主査相談支援専門員		

長野県自立支援協議会 幹事名簿

(敬称略)

所属	職	氏名
県民文化部 次世代サポート課	青少年指導主事	西村 智美
健康福祉部 地域福祉課	課長補佐兼自立支援・援護係長	伊東 笑子
健康福祉部 保健・疾病対策課	課長補佐兼心の健康支援係長	高橋 正俊
	主事	佐藤 未貴
産業労働部 労働雇用課	主事	山口 茜
教育委員会事務局 特別支援教育課	主任指導主事	中村 充秀
健康福祉部 障がい者支援課	課長	藤木 秀明
	企画幹兼課長補佐兼管理係長	山本 哲也
	在宅支援係長	勝又 大介
	副センター長	龜井 智泉
	担当係長	百瀬 志津子
	課長補佐兼共生社会推進係長	大内 貴子
	主査	堀内 祐希
	主事	溝口 歩美



## 長野県附属機関条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置及び担任事務)

第2条 執行機関の附属機関として、別表の第1欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第2欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他臨時又は緊急に生じた行政課題への対処に当たり技術的及び専門的事項に関し審議、調査等を行う必要がある場合には、当該執行機関の定めるところにより、1年を超えない範囲内の期間に限り、附属機関を置くことができる。この場合において、当該附属機関に関し必要な事項は、この条例の規定に準じて、執行機関の規則で定める。

## (組織)

第3条 附属機関は、別表の第3欄に掲げる者のうちから執行機関が任命する委員により構成し、同表の第4欄に掲げる人数で組織する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、別表の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条第1項において「会長等」という。）を置き、委員が互選する。この場合において、長野県職業能力開発審議会、長野県労働問題審議会及び長野県都市計画審議会にあっては、学識経験者である委員のうちから選挙する。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 会長等に事故があるときは、あらかじめ会長等が指名した委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 会議は、会長等が招集し、会長等が議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関する専門委員その他の臨時の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる附属機関は、同表の右欄に掲げる人数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

左 欄	右 欄
感染症診査協議会	感染症指定医療機関の医師である委員又は感染症の患者の医療に関する学識経験者である委員2人以上及び医療に関する学識経験者以外の学識経験者である委員1人以上
長野県労働問題審議会	労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員各2人以上

長野県総合評価技術委員会	委員2人以上
長野県都市計画審議会	委員及び議事に關係のある専門委員その他の臨時の委員の半数以上
長野県開発審査会	会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）のほか、委員の過半数

- 4 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に關係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の規定にかかわらず、長野県土地利用審査会の議事のうち、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認にあっては、委員総数の過半数で決する。
- （部会）

第7条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（専門委員）

第8条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員（次条において「専門委員等」という。）を置くことができる。

（幹事）

第9条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、幹事その他の委員及び専門委員等を補佐する職を置くことができる。

（補則）

第10条 この条例に定めるものほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関を設置した執行機関が定める。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(長野県水防協議会条例等の廃止)
- 次に掲げる条例は、廃止する。
  - 長野県水防協議会条例（昭和24年長野県条例第45号）
  - 長野県青少年問題協議会条例（昭和28年長野県条例第46号）
  - 長野県労働問題審議会条例（昭和31年長野県条例第64号）
  - 長野県中小企業振興審議会条例（昭和31年長野県条例第65号）
  - 長野県職業能力開発審議会条例（昭和34年長野県条例第3号）
  - 長野県観光振興審議会条例（昭和34年長野県条例第35号）
  - 長野県地方薬事審議会条例（昭和37年長野県条例第13号）
  - 長野県スポーツ推進審議会条例（昭和37年長野県条例第21号）
  - 長野県固定資産評価審議会条例（昭和37年長野県条例第40号）
  - 長野県行政機構審議会条例（昭和39年長野県条例第92号）
  - 長野県特別職報酬等審議会条例（昭和39年長野県条例第93号）
  - 長野県地方精神保健福祉審議会条例（昭和40年長野県条例第47号）
  - 長野県総合計画審議会条例（昭和42年長野県条例第30号）

- (14) 長野県都市計画審議会条例（昭和44年長野県条例第22号）
- (15) 長野県住宅審議会条例（昭和44年長野県条例第23号）
- (16) 長野県開発審査会条例（昭和45年長野県条例第18号）
- (17) 長野県障がい者施策推進協議会条例（昭和46年長野県条例第29号）
- (18) 長野県土地利用審査会条例（昭和49年長野県条例第28号）
- (19) 長野県生涯学習審議会条例（平成3年長野県条例第7号）
- (20) 感染症診査協議会条例（平成11年長野県条例第12号）
- (21) 長野県生活衛生適正化審議会条例（平成11年長野県条例第50号）
- (22) 長野県国民保護協議会条例（平成17年長野県条例第5号）
- (23) 長野県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年長野県条例第10号）
- (24) 長野県人権政策審議会条例（平成19年長野県条例第34号）
- (25) 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例（平成21年長野県条例第17号）
- (26) 長野県障害児通所給付費等不服審査会条例（平成24年長野県条例第15号）
- (27) 長野県幼保連携型認定こども園審議会条例（平成26年長野県条例第46号）
- (28) 公立大学法人長野県立大学評価委員会条例（平成29年長野県条例第37号）  
(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項に掲げる条例及び附則第6項の規定による改正前の長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）の規定に基づき置かれている附属機関（次項において「従前の附属機関」という。）は、この条例の規定に基づく相当の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に任命されている従前の附属機関の委員その他の構成員は、この条例の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、その者の従前の附属機関の委員その他の構成員としての残任期間と同一の期間とする。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

5 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中	「 総合計画審議会の委員及び専門委員 防災会議の委員及び専門委員 国民保護協議会の委員 人権政策審議会の委員	」 を
---------	---	--------

「	長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第〇号）の規定に基づく附属機関の委員及び専門委員その他の臨時の委員 防災会議の委員及び専門委員	」 に、
「	行政機構審議会の委員及び専門委員 特別職報酬等審議会の委員 公務災害補償等認定委員会の委員	」 を

「公務災害補償等認定委員会の委員	」に、
「行政不服審査会の委員及び専門委員 公立大学法人長野県立大学評価委員会の委員及び臨時委員	」を
「行政不服審査会の委員及び専門委員	」に、
「本人確認情報保護審議会の委員 固定資産評価審議会の委員	」を
「本人確認情報保護審議会の委員	」に、
「幼保連携型認定こども園審議会の委員及び専門委員 青少年問題協議会の委員 障がい者施策推進協議会の委員及び専門委員 障害者介護給付費等不服審査会の委員 障害児通所給付費等不服審査会の委員 国民健康保険審査会の委員	」を
「国民健康保険審査会の委員	」に、
「介護保険審査会の委員 労働問題審議会の委員及び専門委員 職業能力開発審議会の委員	」を
「介護保険審査会の委員	」に、
「感染症診査協議会の委員 指定難病審査会の委員	」を
「指定難病審査会の委員	」に、
「地方精神保健福祉審議会の委員及び臨時委員 精神医療審査会の委員 生活衛生適正化審議会の委員	」を
「精神医療審査会の委員	」に、
「地方薬事審議会の委員及び専門委員 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の委員及び臨時委員 環境影響評価技術委員会の委員及び専門委員 中小企業振興審議会の委員及び専門委員 観光振興審議会の委員及び専門調査員	」を
「環境影響評価技術委員会の委員及び専門委員	」に、
「都市計画審議会の委員、臨時委員及び専門委員 水防協議会の委員 治水・利水ダム等検討委員会の委員及び特別委員 建築審査会の委員及び専門調査員	」を
「治水・利水ダム等検討委員会の委員及び特別委員	」に、

「開発審査会の委員	」を
住宅審議会の委員及び専門委員	」に、
景観審議会の委員及び専門委員	」を
土地利用審査会の委員	」に、
「景観審議会の委員及び専門委員	」を
「社会教育委員	」に、
生涯学習審議会の委員及び専門委員	」を
「社会教育委員	」に、
「スポーツ推進審議会の委員	」を
「銃砲刀剣類登録審査委員	」に改める。

(長野県建築基準条例の一部改正)

#### 6 長野県建築基準条例の一部を次のように改正する。

「第7章 建築審査会の組織等（第43条—第47条）

目次中 第8章 補則（第48条） を

第9章 罰則（第49条・第50条）」

「第7章 補則（第43条）

に改める。

第8章 罰則（第44条・第45条）」

第1条中「、第83条」を削り、「、日影」を「並びに日影」に改め、「並びに建築審査会の組織、議事等」を削る。

第7章を削る。

第8章中第48条を第43条とし、同章を第7章とする。

第9章中第49条を第44条とし、第50条を第45条とし、同章を第8章とする。

(別表) (第2条、第3条、第4条関係)

#### 1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び知事に対する意見の申述並びに国民の保護に関する計画の作成等に係る答申に關すること。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第4項に掲げる者	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第4項第5号から第8号までに掲げる者をもって充てる委員の定数は40人以内とする。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第5項に規定する年数
長野県総合計画審議会	県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項の調査審議、	学識経験者	15人以内	2年

	国土利用計画法第38条に規定する事項に係る調査審議、国土調査法（昭和26年法律第180号）第15条に規定する事項に係る調査審議並びに土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7に規定する事項に係る調査審議に関すること。			
長野県土地利用審査会	国土利用計画法第39条の規定による規制区域の指定、解除等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決等に関すること。	国土利用計画法第39条第4項に規定する者	国土利用計画法第39条第3項に規定する数以上	2年
長野県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2の規定による固定資産評価基準の細目及び同法第419条第1項の勧告その他固定資産の評価に関する事項で知事がその意見を求めたものについての調査審議に関すること。	地方税法第401条の2第4項に規定する者	12人以内	2年
長野県行政機構審議会	行政機構の合理化に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	1年
長野県特別職報酬等審議会	県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準の審議に関すること。	学識経験者及び県民	10人以内	諮問に係る審議が終了するまでの期間
長野県人権政策審議会	人権政策に関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述に関すること。	学識経験者	10人以内	2年
長野県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正	学識経験者	15人以内	2年

	に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議、当該総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整等に関すること。			
長野県発達障がい者支援対策協議会	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2第1項に規定する発達障害者の支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する者	17人以内	3年
長野県幼保連携型認定こども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。	学識経験者、子どもの保護者、子どもの教育又は保育に関する事業に従事する者及び市町村の職員	9人以内	2年
公立大学法人長野県立大学評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による意見の申述、公立大学法人長野県立大学の業務の実績の評価その他の同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	学識経験者	5人以内	2年
地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による意見の申述並びに地方独立行政法人長野県立病院機構の中期計画の認可及び業務の実績の評価に係る意見の申述その他知事が必要と認める事項の処理に関すること。	学識経験者	7人以内	2年
長野県地域医療対策協議会	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項に規定する医師の確保及び	医療法第30条の23第1項に規定する者	21人以内	2年

	地域医療の充実に関する事項の調査審議に関すること。			
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条の規定による感染症患者の就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び医療費の負担に関する必要な事項の審議並びに知事の報告に関する意見の陳述に関すること。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第5項に規定する者	9人以内	2年
長野県地方精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議及び意見の具申に関すること。	学識経験者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者	15人以内	3年
長野県がん登録事業推進委員会	がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定に基づくがん登録に係る事業の推進及びがん登録情報の利用又は提供に関する事項の調査審議に関すること。	がんに関する学識経験者、個人情報の保護に関する学識経験者、がんに係る医療を受ける立場にある者及び関係行政機関の職員	10人以内	2年
長野県障がい者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審	学識経験者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び	15人以内	2年

	議及びその施策の実施状況の監視並びにその施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること。	関係行政機関の職員		
長野県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第98条第1項の規定により知事が取り扱わせた審査請求の事件の審査に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第3項に規定する者	10人以内。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第48条第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は5人とする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第99条第1項に規定する年数
長野県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項の規定により知事が取り扱わせた審査請求の事件の審査に関すること。	児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第3項に規定する者	10人以内。ただし、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の5第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は5人とする。	児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第99条第1項に規定する年数
長野県自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する者	35人以内	2年
長野県生	生活衛生関係営業の運営	学識経験者、	12人以内。た	2年

活衛生適正化審議会	の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	生活衛生関係営業者の意見を代表する者及び利用者又は消費者の意見を代表する者	だし、生活衛生関係営業者の意見を代表する委員及び利用者又は消費者の意見を代表する委員の数は同数とする。	
長野県地方薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定による薬事に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者、薬事関係者及び利用者又は消費者	15人以内	2年
長野県中小企業振興審議会	中小企業の振興対策に関する事項その他の中小企業の振興に関する重要事項の調査審議に関すること。	商工業者、金融機関の代表者及び学識経験者	15人以内	2年
長野県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議に関すること。	関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者、学識経験者及び関係行政機関の職員	15人以内。ただし、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員の数は同数とする。	2年
長野県労働問題審議会	労使関係、労働福祉、労働経済、労働教育等に関する重要事項の調査審議に関すること。	労働者を代表する者、使用者を代表する者及び学識経験者	15人。ただし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員の数は各5人とする。	2年
長野県観光振興審議会	観光の振興計画の策定及び実施に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年

長野県公 共事業評 価監視委 員会	公共事業の評価に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県総 合評価技 術委員会	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の方法により発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の落札者の決定に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	6人以内	2年
長野県水 防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第8条の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関すること。	水防法第8条第4項に規定する者	一	関係行政機関の職員である委員はその職にある期間とし、他の委員は2年とする。
長野県都 市計画審 議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び都市計画に関する事項の調査審議並びに都市計画に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	学識経験者、市町村の長を代表する者、県議会議員、市町村議会の議長を代表する者及び関係行政機関の職員	15人以内	2年
長野県開 発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項前段に規定する審査請求に対する裁決その他同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	都市計画法第78条第3項に規定する者	7人	2年
長野県建 築審査会	建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条の規定による壁面線の指定等に対する	建築基準法第79条第2項に規定する者	7人	2年。ただし、その任期が満了し

	る同意、特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決、同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。			た場合においても、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。
長野県住宅審議会	住宅に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	10人以内	2年
長野県政府調達苦情検討委員会	政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となる調達契約に対する苦情に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	6人以内	3年

## 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県指導力不足等教員判定委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関する事項の審議に関すること。	教育公務員特例法第25条第5項に規定する者	6人以内	2年
長野県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	10人以内	2年

# 長野県自立支援協議会設置要綱

令和2年9月1日2障第453号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、長野県自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号。以下「条例」という。）第2条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 協議会は、長野県に居住する障がいのある方の福祉、医療、保健、就労等に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談支援事業をはじめとした県全体のシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場とする。

## (任務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域自立支援協議会の相談支援体制についての状況把握・評価及びバックアップと、整備方策に関すること。
- (2) 相談支援従事者の研修のあり方及び人材育成に関すること
- (3) 専門的分野における支援方策や普及に関すること
- (4) 県全域における課題の抽出、検討、施策化に関すること
- (5) 広域的、専門的相談支援の調整に関すること
- (6) 県障害福祉計画の作成・具体化に関すること
- (7) その他障がい福祉の推進に向けて必要な事項に関すること

## (委員)

第4条 委員の構成について、条例第3条別表第3欄により、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 障がい当事者
- (2) 各圏域地域自立支援協議会代表者
- (3) その他協議会の目的のため必要な者

## (再任)

第5条 委員の再任は、妨げない。

## (運営委員会)

第6条 協議会には、業務を円滑に行うため運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、協議会において選出された者とする。
- 3 運営委員は、協議会の企画、運営、各種会議間の調整などの実務にあたる。
- 4 運営委員の互選により運営委員長を選出する。
- 5 運営委員会は、運営委員長が招集する。

## (専門部会)

第7条 協議会には、障がい者の自立支援に関する細部の専門事項について協議するため  
に専門部会を置くことができる。

- 2 各専門部会長は、協議会において選出された者とする。
- 3 各専門部会の委員は、運営委員と協議の上、部会長が指名する。
- 4 専門部会は、部会長が招集する。

(ワーキングチーム)

第8条 協議会には、障がい福祉の推進のため、必要に応じて調査、研究等を行うワーキ  
ングチームを置くことができる。

(各種会議)

第9条 協議会は、本要綱第5条から第7条に規定するほか、本要綱第2条の各号につい  
て協議するための各種会議を必要に応じて開催することができる。

(幹事)

第10条 協議会の幹事は、健康福祉部障がい者支援課及び関係行政機関とする。幹事は協  
議会の所掌事務について委員等を補佐する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和2年9月1日から施行する。

# 長野県自立支援協議会概要図

～地域自立支援協議会を支える仕組みの考え方～

## 【提言等】

### 【役割】

1・地域の実態把握・情報共有

2・地域相談支援体制のバックアップ

3・全県的課題の抽出

4・広域、専門的相談支援の調整

5・人材育成

フィードバック 社会資源開発(制度・事業等)

## 長野県自立支援協議会

### ＜協議会委員＞

障がい当事者、各圏域自立支援協議会代表者、  
県各担当課、その他(有識者等)

### 運営委員会

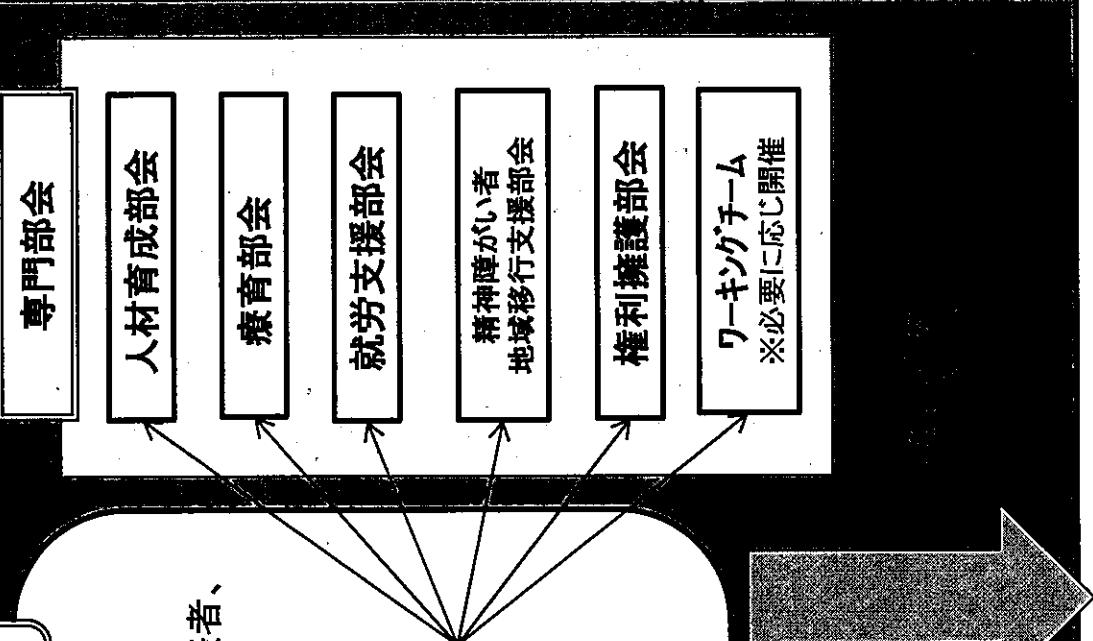
・全体的課題整理、優先づけ  
・企画、各種会議等との調整

### 事務局

### 障がい者相談支援体制等機能強化会議

＜参加者＞  
・障がい者総合支援センター  
(基幹センター)、市町村等  
・地域支援力の全県的な底上げ  
(基幹相談支援センター等)

## 各地域(圏域)自立支援協議会



各(圏域)障がい者  
総合支援センター





資料1-2

## 令和4年度 長野県自立支援協議会 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	開催方法
11月	15日(火)	13:30 ～ 15:30	未定
3月	14日(火)	13:30 ～ 15:30	未定

※一号及び二号委員の方は、日程に不都合がある場合、代理の方出席をお願い致します。

## 令和4年度 自立支援協議会フォーラム 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	開催方法
10月	7日(金)	13:30 ～ 15:30	未定

## 長野県自立支援協議会 専門部会 委員名簿

資料1-4

人材育成部会		
氏 名	職 名	所 属
藤原 香澄	相談支援専門員	上伊那圏域障がい者総合支援センター
前田 剛	機能強化コーディネーター	佐久広域連合障害者相談支援センター
高橋 宣夫	事務員	佐久広域連合障害者相談支援センター
土屋可奈子	相談支援専門員	上小圏域障害者総合支援センター
鈴木美和子	所長・相談支援専門員	諏訪圏域障がい者総合支援センター
正生さちえ	相談支援専門員	飯伊圏域障がい者総合支援センター
上坂ひろみ	所長・相談支援専門員	(福)木曾社会事業協会 相談支援事業所 りんくきそ
臼井 尚子	管理者・相談支援専門員	(福)信濃友愛会障がい者 相談支援センター あいほっと
白橋 真美	相談支援専門員	大北圏域障害者総合支援センター
関谷 真	所長・地域生活支援コーディネーター	須高地域総合支援センター
市村 綾子	相談支援専門員	北信圏域障害者総合支援センター
米山 勝也	理事・事務局長	(特非)長野県相談支援専門員協会
大内 貴子	課長補佐兼共生社会推進係長	健康福祉部障がい者支援課
堀内 祐希	主査	健康福祉部障がい者支援課
就労支援部会		
氏 名	職 名	所 属
上野 隆一	事業部長	(一社) しょう
宮内 宏	管理者	(一社) 地の会
堀内久美子	主任就業支援ワーカー	佐久圏域障がい者就業・生活支援センター ほーぶ
秋山 京子	主任就業支援ワーカー	上小圏域障害者就業・生活支援センター SHAKE
秋山 浩樹	主任就業支援ワーカー	諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター すわーくらふ
竹内 春菜	就業支援ワーカー	
守屋 麻美	就業支援ワーカー	上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター
堀川 ゆみ	主任就業支援ワーカー	飯伊圏域障がい者就業・生活支援センター
大原 優子	主任就業支援ワーカー	木曾圏域障害者就業・生活支援センター
新保 文彦	発達障がい者サポートマネージャー	(株)アストコ

武藏原 望	総合施設長	(一社) あいわーくす
丸山 朋子	就業支援ワーカー	大北圏域障害者就業・生活支援センター
戸谷 健治	所長	(福) 夢工房福祉会
祢津 奈美	エリアマネージャー	(株) 総合キャリアトラスト
高久 裕子	主任就業支援ワーカー	長野圏域障害者就業・生活支援センター ウィズ
湯本 精一	主任就業支援ワーカー	ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター
高山はるみ	地方障害者雇用担当官	長野労働局職業安定部職業対策課
風間 良和	主任障害者職業カウンセラー	長野障害者職業センター
山際 将司	指導主事	長野県教育委員会特別支援教育課
山口 茜	主事	産業労働部労働雇用課
溝口 歩美	主事	健康福祉部障がい者支援課

療育部会

氏名	職名	所属
熊谷 恵子	療育コーディネーター	長野市児童発達支援センター ベターデイズ
馬場ひかり	療育コーディネーター	ケイジンさく発達相談支援センター
嶋尾 泰子	療育コーディネーター	上小圏域障害者自立生活支援センター
坂本由紀子	療育コーディネーター	信濃医療福祉センター
小池美千世	療育コーディネーター	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ
鉢柄喜美子	療育コーディネーター	飯田市こども発達センターひまわり
池田 優子	療育コーディネーター	飯田市こども発達センターひまわり
竹渕のどか	療育コーディネーター	木曽障がい者総合支援センター ともに
川越 康孝	障がい児等コーディネーター	木曽障がい者総合支援センター ともに
池内 泰恵	療育コーディネーター	松本圏域障害者総合相談支援センター Wish
奥永 学	療育コーディネーター	松本圏域障害者総合相談支援センターあるふ
田中 理恵	療育コーディネーター	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット
安川 健治	療育コーディネーター	長野市児童発達支援センター にじいろキッズらいふ
高橋 一路子	療育コーディネーター	北信圏域障がい者総合支援センター ぱれっと
西村 智美	青少年指導主事	次世代サポート課
今井 友陛	指導主事	特別支援教育課
亀井 智泉	医ケア児等支援スーパーバイザー	健康福祉部障がい者支援課
大内 貴子	課長補佐兼自立支援係長	健康福祉部障がい者支援課

溝口 歩美

主事

健康福祉部障がい者支援課

## 精神障がい者地域移行支援部会

氏名	職名	所属
紅林奈美夫	所長・機能強化コーディネーター	松本市障がい者基幹相談センター
福田 隆	精神保健福祉士	長野県精神保健福祉士協会/多機能型事業所 ピア・ちくま
竹内 博人	理事長・院長	長野県精神科病院協会/上松病院
中村美恵子	会長・精神保健福祉士	せいしれん
三井 克幸	所長・精神保健福祉士・公認心理 師	(特非) ウィズハートさく相談支援事業所
春日 聰	相談支援専門員・精神保健福祉士	相談支援事業所 Nakara
仁科 隆子	副会長/所長・介護支援専門員	長野県介護支援専門員協会/野沢地域包括支援セ ンター
山本 悅夫	会長/副代表	ポプラの会/長野県ピアサポートネットワー ク
酒井 美鈴	課長補佐兼難病精神保健係長	長野市保健所 健康課
大内 貴子	課長補佐兼共生社会推進係長	障がい者支援課
伊藤 健次	主任	地域福祉課 生活保護係
三枝 祥子	課長補佐兼保健衛生係長	上田保健福祉事務所 健康づくり支援課
東 好美	課長補佐兼保健衛生係長	北信保健福祉事務所 健康づくり支援課
大井 千明	精神保健専門員	精神保健福祉センター
高橋 正俊	課長補佐兼心の健康支援係長	健康福祉部保健・疾病対策課
佐藤 未貴	主事	健康福祉部保健・疾病対策課

## 権利擁護部会

氏名	職名	所属
勝又小百合	主査 相談支援専門員	社会福祉法人りんどう信濃会 喬木悠生寮
内堀 綾美	相談支援専門員	佐久広域連合障害者相談支援センター
伊藤 文彬	相談支援専門員	上小国域基幹相談支援センター
北原 由紀	相談支援専門員	一般社団法人ゆらゆら ゆらり相談支援セン ター
相野田智昭	相談支援専門員	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ
中畠 尚子	地域生活支援拠点 コーディネーター	木曽障がい者総合支援センターとともに
海老原晴香	機能強化コーディネーター	安曇野市障がい者基幹相談支援センター

井上 賢一郎	事務局長	社会福祉法人池田町社会福祉協議会
奥村 和枝	差別解消専門員	長野市障害者権利擁護サポートセンター
高森 保枝	事務局	須高地域自立支援協議会事務局
北澤 裕貴	相談支援員	千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センター
徳竹かず美	相談支援専門員	北信圏域障害者総合相談支援センター
若林 剛	課長補佐兼施設支援係長	健康福祉部障がい者支援課
百瀬志津子	担当係長	健康福祉部障がい者支援課
藤沢 久子	虐待防止推進員	健康福祉部障がい者支援課

(2) 専門部会等の活動計画について

○人材育成部会

○療育部会

○就労支援部会

○精神障がい者地域移行支援部会

○権利擁護部会

○運営委員会

## 令和4年度 長野県自立支援協議会 人材育成部会計画

### [1] 目的

地域で障がい児者を支える支援者の質の向上を図るために、県内各圏域にて支援者人材育成の中核を担う人たちが集まり、それぞれの地域の課題を確認、整理しながら、人材育成体制・研修体制の在り方について協議し、各圏域及び県全体の人材育成体制を向上させることを目的とする。

### [2] 本年度のねらい（令和4年度）

「長野県障害福祉サービス事業者人材育成ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また「安心して暮らせる地域づくり」を担う人材を育てることを目標にする。昨年度からの継続的な課題として、下記の項目を中心に取り組んでいく。

#### (1) 障害福祉計画の推進（相談支援の質の向上）

- ・第6期福祉計画の実践促進（PDCAサイクル）
- ・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の充実
- ・主任相談支援専門員の役割の確認と各圏域の活動状況の共有

#### (2) 令和3年障害福祉サービス報酬改定をふまえた加算取得状況の分析

#### (3) 相談支援従事者養成研修との連携

- ・法定研修と地域の人材育成の連携について
- 法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制の構築
- ・人材育成ビジョンの活用

#### (4) 各圏域の人材育成強化

※ R3年の振り返りから、相談支援専門員協会の研修実施と地域の体制づくりはリンクするため、国研修参加者と協会、人材育成部会の共有場面を増やす方向で進める。

### [3] 開催日程、内容等（令和4年度）

	日程	テーマ
第1回	5月13日（金）	<ul style="list-style-type: none"><li>・今年度の部会の取組について</li><li>・令和4年度相談支援従事者指導者養成研修 受講推薦について</li><li>・人材ビジョンの活用</li></ul>
第2回	7月12日（火） *運営委員会と共同 実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談支援従事者初任者研修 各圏域の圏域実習体制の共有</li><li>・第6期障害福祉計画 推進状況の共有（相談支援）</li><li>・相談支援従事者指導者養成研修の復命</li><li>・県自立支援協議会（運営委員会）との方針共有</li></ul>
第3回	10月12日（水） (集合開催予定)	<ul style="list-style-type: none"><li>・加算の活用状況と取得状況の分析</li><li>・相談支援従事者主任研修について</li></ul>
第4回	12月6日（火）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第6期障害福祉計画 推進状況の共有（相談支援）</li></ul>
第5回	2月6日（月）	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談支援従事者現任研修 各圏域の圏域実習状況の共有</li><li>・次年度に向けて・まとめ</li></ul>

# 令和4年度 長野県自立支援協議会療育部会計画

## 〔1〕 目的

各圏域の課題を吸い上げ、圏域及び全県の療育支援体制について協議し、障がいのある子どもとその家族の地域での暮らしの質の向上を目指す。

### 【重点項目】

- ①「本人（子ども）中心支援」「家族（親・きょうだい）支援」
- ②療育に係る福祉・保健・医療・保育・教育・就労・相談等との連携強化
- ③ライフステージに応じた途切れない支援の提供
- ④障がい児等の支援体制に係る協議の場の連携
- ⑤療育支援に係る支援者の支援の質向上の場の提供

## 〔2〕 本年度の狙い

- 1 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者の協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動しながら、地域の療育体制における課題検討を行う。
- 2 当事者・保護者が早期から身近な地域で相談等が受けられる体制の一層の充実をはかるため、切れ目のない支援のための連携強化、各圏域間のネットワークづくりを行う。
- 3 第2期障害児計画の地域の取組状況の共有を行う。
- 4 圏域療育部会への後方支援を行うため、県部会としての情報共有・情報発信をより一層行い、圏域の障がい児等に対する支援体制への協議の場との連携体制を強化する。

## 〔3〕 部会参加者

各圏域の自立支援協議会の代表者である療育コーディネーター等、各圏域の療育（こども）部会の代表者を中心とし、必要に応じて、教育、医療、保健福祉事務所等の関係機関やスタッフ（発達障がいサポートマネージャー、療法士、心理、障がい児相談）の参加を図る。

## 〔4〕 開催日程、内容等

	日程	テーマ
第1回	5/24（火）	・本年度の部会について ・各圏域の療育（こども）部会の今年度の取り組みについて情報交換
第2回	8/10（水）	・研修準備部会
第3回	11/30（水）	・療育部会研修
第4回	2/10（金）	・1年間のまとめ

・療育コーディネーター連絡会は6月24日（金）/1月26日（木）に開催予定

**【部会の目的】**

- 〈1〉長野県の障がい者の一般就労等雇用の促進（短期トレーニング事業の利用推進）
- 〈2〉福祉施設（就労移行・継続A型・B型）と労働雇用関係機関、教育部門との連携強化
- 〈3〉支援者の資質向上に向けた研修会の実施
- 〈4〉長野県内の圏域部会活動の活性化

**【今年度のねらい】****① 研修事業**

アフターコロナにおける積極的な障がい者の就労促進に取り組むため、経験の浅い福祉職員に向けた就労支援全般に係る支援力の向上を図る研修会を開催する

**② 後方支援事業**

好事例の共有や地域による関係機関との交流を図るため、圏域合同部会を開催し、長野県内の各圏域就労支援部会のニーズや課題について情報共有を行うとともに、圏域就労支援部会の更なる活性化を図る。

**③ 関係機関との連携強化**

教育部門や、労働関係機関等障がい者就労における多様な機関との情報共有・連携を図る。

**【令和3年度就労支援関係事業の実績】**

○短期トレーニング促進事業 のべ 506件（前年度 375件）

**【日程及び内容】****令和4年度年度計画概要**

月	運営会議	開催予定	就労支援部会
5～8月	・今年度部会の事業計画、開催日程の調整、研修について	5/19 7/20	事業計画、R4部会構成の検討 圏域部会合同会議
9～12月	・事業進捗状況共有、修正	10/14	研修準備会議
12～3月		12/20 1/24	就労支援部会研修（終日） 就労支援部会（国の動向等の情報共有）
	・事業評価	3/1	就労支援部会（web公開）

\*部会の運営会議（部会長、副部会長、事務局 各部会前に実施）

## 令和4年度 長野県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会計画

### 【部会の目的】

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で医療、福祉等の支援を行うという観点から、入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援体制の整備等に取り組む。

長野県障がい者プラン 2018（第6期障害福祉計画）		※現状は、公表されている最新の値
項目	現状*	目標 2023年度
入院後、3か月時点の退院率	69% (2017年度)	69%以上
入院後、6か月時点の退院率	84% (2017年度)	86%以上
入院後、1年時点の退院率	90% (2017年度)	92%以上
入院期間が1年以上である長期入院患者数	2,344人 (2020年度)	1,770人
精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数	307日 (2016年度)	316日

### 【本年度のねらい】

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組むとともに、コロナ禍においても継続して事業を取り組める体制づくりのために、各分野の取組の工夫を共有する。

#### <地域移行支援部会>

- 精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議での各圏域の課題等について共有し、検討を加えてフィードバックをする等、部会と連絡会が有効に機能できる体制とする。
- 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、長期入院、高齢化等の課題について整理し協議を行う。
- 第6期障害福祉計画において、国の指針を踏まえた県の進捗状況について確認及び検討する。

#### <精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議>

- 連絡会議で他圏域の取組状況等の情報を得たり、事例を学んだり検討することで、県内全体の地域生活支援に関する関係者の資質の向上を図る。
- 精神障がい者の地域移行、地域の支援体制、ピアサポートの活用等について情報共有し、課題等の検討を深める。

### 【日程及び内容】

#### <地域移行支援部会> 年2回程度

##### 第1回 令和4年7月 【日程調整中】

内容：精神障がい者地域生活支援事業の計画、今年度の活動方針、第5期障害福祉計画の目標達成度の確認、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた課題整理及びコロナ禍での活動状況確認、第6期障害福祉計画について等

##### 第2回 令和5年2月中旬頃 内容：課題の整理、事業評価、第6期障害福祉計画の進捗状況確認等

#### <精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議> 年3回程度

##### 第1回 令和4年6月2日(木) 内容：各圏域の令和4年度の取組等について情報共有

##### 第2回 令和4年10月頃 内容：検討中（情報共有又は研修会）

##### 第3回 令和5年1月下旬 内容：1年間のまとめ及び次年度に向けて

## 令和4年度 長野県自立支援協議会 権利擁護部会計画

### [1] 部会の目的

障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する各圏域の協議会活動への応援部会とする。

### [2] 本年度のねらい

- (1) 障がい者虐待案件の課題検証を実施する。
- (2) 差別解消地域協議会等差別解消法に係わる取り組み状況の確認を行う。
- (3) その他、各圏域からあげられた権利擁護に関する課題検討。

### [3] 日程及び内容

第1回 令和4年5月19日（木）Web会議

各圏域権利擁護部会の令和3年度活動状況報告  
本年度の権利擁護部会計画について



第2回 令和4年7月14日（木）Web会議

共に生きる条例の施行について  
各圏域における虐待防止の課題

第3回 令和4年10月6日（木）Web会議

虐待防止に係る情報交換  
各圏域における差別解消の課題  
虐待防止研修について

第4回 令和5年1月12日（木）Web会議

差別解消に係る情報交換  
令和4年度 障がい者虐待防止研修報告  
令和4年度のまとめ



# 令和4年度運営委員会 事業計画

## 1. 本年度の目的

令和3年度から令和5年度のビジョンに沿って、各地域の障がい者相談支援体制及び障害福祉サービスの整備及び質の向上を図るために、各地域の基幹センター設置推進、相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ《人材育成、療育、就労、地域移行、権利擁護、事務局体制、福祉計画策定等》ごとに地域の課題を把握・整理しながら協議及び情報交換を機能強化会議等にて行う。

## 2. 令和3年度から5年度までの運営委員会のビジョン

### 〈テーマ〉自立支援協議会を活用した「ニーズの受け止め～課題解決」の仕組みづくり

- ① 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の推進（進捗管理・検証・計画）
- ② 地域生活支援拠点等の機能強化
- ③ インクルージョンの視点を踏まえた障がい児相談支援体制の構築
- ④ 地域で暮らしている方々のニーズを受け止める（断わらない）地域を目指す

## 3. 本年度の取り組み

- ① 各圏域の第6期障がい福祉計画の検証の後方支援（とりわけ居住支援の実態把握）
- ② 各地域の相談支援体制強化のための人材育成の促進  
（機能強化会議での取り組みへの反映、運営委員会と人材育成部会のコラボ会議）
- ③ 障がい児相談支援の課題から実態把握（障がい児緊急受け入れ先等の課題）
- ④ 地域協議会の運営補助（各地域協議会事務局体制の強化促進）
- ⑤ 災害時支援（BCPの推進）を取り組むための検討

### 【開催日程・取り組み内容等】

	日程	テーマ
第1回	4月16日	年間活動指針確認、機能強化会議詳細打合せ、地域からの課題確認
	5月17日	【第一回機能強化会議】（→課題：事務局体制の強化への応答） 「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについての最新の動向」
第2回	5月18日	機能強化会議振り返り、全体会打合せ①、各部会の年間計画確認
第3回	6月7日	全体会詳細打合せ②
	6月15日	第一回自立支援協議会（全体会）
第4回	7月12日	人材育成部会との共同開催：国研修の復命、各圏域の人材育成強化にむけて、地域の実情や課題、県協議会としての協力体制について意見交換
第5回	8月9日	自立支援フォーラム打合せ①
第6回	9月6日	自立支援フォーラム打合せ②、委員改選準備①
第7回	10月7日	AM運営委員会、PM【自立支援フォーラム】@塩尻総合教育センター予定
第8回	11月8日	自立支援フォーラム振り返り、自立支援協議会打合せ、機能強化会議打合せ
	11月15日	第二回自立支援協議会（全体会）

第 9回	12月 13日	【第 2回機能強化会議】自立支援協議会振り返り、機能強化会議振り返り
第 10回	1月 10日	機能強化会議打合せ、委員改選準備②
第 11回	2月 14日	【第 3回機能強化会議】機能強化会議振り返り、全体会打合せ①
第 12回	3月 7日	全体会打合せ②、年間活動のまとめと来年度へ引き継ぐ課題
	3月 14日	第一回自立支援協議会（全体会）

ひきこもり支援フォーラム  
「ひきこもり支援をとらえなおす」開催要領（案）

**1 趣 旨**

令和4年3月、長野県における今後のひきこもり支援のあり方についての取りまとめが公表されました。これを踏まえ、本人や家族の気持ちに寄り添った支援を進めていくための具体的な取組みとして実践研究会を立ち上げ圏域ネットワークを構成しています。

今日のひきこもり支援には、従来から行われている取り組み以上に、関係機関や支援者各々の共通した理解と認識が必要とされています。

今回は、ひきこもり支援の関係者が集い、当事者ご本人や家族の気持ちに寄り添える支援に向けて、長野県に一気通貫の共通認識をつくる取組みとして本フォーラムを開催します。

**2 主 催 社会福祉法人長野県社会福祉協議会（※長野県委託事業）**

**3 日 時 令和4年7月28日（木）13：30～16：00**

**4 場 所 長野市若里市民文化ホール（長野県長野市若里3丁目22-2）**

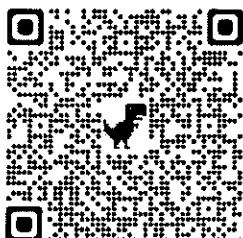
**5 対 象** 市町村担当職員、保健師、教育委員会担当者、社会福祉協議会職員、自立相談支援機関まいさぽ支援員、福祉施設相談員、社会福祉法人役職員（高齢、障がい、児童）、民生委員・児童委員、NPO団体、ほか関係者等（定員300名）

**6 内 容**

13：30	◆開会・あいさつ
13：35	◆講演（60分）  【ひきこもりをとらえなおすことを出発点にする】（仮）  講師：林 恵子 氏 一般社団法人ひきこもりUX会議 代表理事
14：35	◆休憩（10分）
14：45	◆パネルディスカッション（55分）  【当事者ご本人やご家族から求められる社会資源や人材などについて考える】（仮）  パネリスト：草深 将雄 氏 hanpo 代表 パネリスト：山田 起由 氏 KIJ 全国ひきこもり家族会連合会長野県支部 セイムハート代表 パネリスト：横山 久美 氏 NPO 法人ジョイフル理事長 モデレーター：橋詰 正 氏 上小圏域基幹相談支援センター所長 コメンテーター：林 恵子 氏 （再掲）
15：40	◆質疑応答及びフロアセッション
16：00	◆閉会

7 申込方法 下記 QR コード及びリンクの Google フォームから参加申し込みを受付いたします。

## 【参加申し込みフォーム】



<https://bit.ly/3wQZ8Ve>

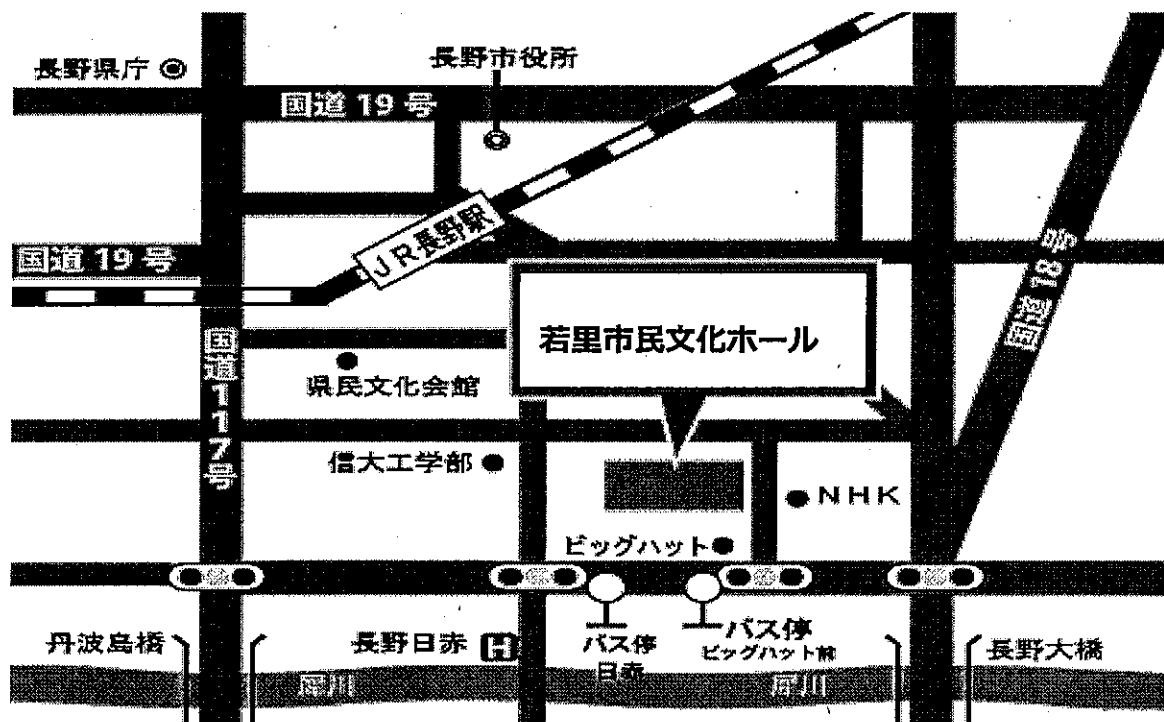
8 申込締切 令和4年7月21日（木）

9 その他 新型コロナウィルス感染症対策のため感染レベルによっては、会場をオンラインに変更する場合がございます。また、本研究会参加にかかる個人情報は、本会「個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に取り扱い、他の目的で使用することはありません。

10 問合せ先 長野県社会福祉協議会 総務企画部企画グループ（担当：佐藤、高橋）

TEL:026-228-4244 E-mail: [kikaku@nsyakyo.or.jp](mailto:kikaku@nsyakyo.or.jp)

## 【開催場所地図】



## 令和4年度第1回ひきこもり支援実践研究会 「本人や家族から学ぶ勉強会」開催要項

### 1 趣旨

令和4年3月、長野県における今後のひきこもり支援のあり方についての取りまとめが公表され、今後の取組みの方向性として、「本人・家族に継続的につながる伴走的支援体制の構築」「多様な社会参加の場づくりの推進」「支援人材の育成推進」等の項目が示されました。

これを踏まえ、別紙「ひきこもり支援実践研究会実施概要」のもと、今回、本人や家族の気持ちに寄り添った支援を進めていくための具体的な取組みとして、本勉強会を開催します。

### 2 主 催 社会福祉法人長野県社会福祉協議会（※長野県委託事業）

### 3 日程・場所 別紙記載のとおり

### 4 対象 市町村担当職員、保健師、教育委員会担当者、社会福祉協議会職員、まいさぽ支援員、伴走コーディネーター、福祉施設相談員、社会福祉法人役職員（高齢、障がい、児童）、民生委員・児童委員、NPO法人、他関係者（定員各回30名）

### 5 内容 （日程によって午前と午後の時間帯がありますので、別紙でご確認ください。）

**※開始時間20分前から受付を行います。**

午前日程	午後日程	内 容（※時間配分等 午前と午後同じです）
10:00	14:00	○趣旨説明 実践研究会の位置づけと今後の方針
10:05	14:05	○座談会（50分）：講師 hanpo 草深将雄 氏 【ひきこもり支援に対する共通認識を持っていただくためのトークセッション】
10:55	14:55	休憩（10分）
11:05	15:05	○ワークショップ（30分） 5～6人のグループに分かれて行います。
11:35	15:35	○ワーク共有および質疑応答（20分）
12:00	16:00	○終了

### 6 申込方法 Google フォームにて申込み受付します。（別紙記載のQRコードもしくはリンクより申し込みフォームが開きます。開催場所を確認のうえお申込みください。）

※注1) 各部所から複数人参加の希望はできるだけ受けますのでご相談ください。

※注2) 地域ごとの関係者によるネットワーク構築になりますので、活動エリアの地域でお申し込みください。

### 7 申込締切 定員到達次第締め切りますのでお早めにお申し込みください。

### 8 その他 新型コロナウィルス感染症対策のため感染レベルによっては、会場をオンラインに変更する場合がございます。また、本研究会参加にかかる個人情報は、本会「個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に取り扱い、他の目的で使用することはありません。

### 9 問合せ先 長野県社会福祉協議会 総務企画部企画グループ（担当：佐藤、高橋）

TEL:026-228-4244 E-mail: [kikaku@nsyakyo.or.jp](mailto:kikaku@nsyakyo.or.jp)

## 【開催日程・開催場所】

地区	開催日程 開始時刻	場 所	住 所
① 飯 田 (午後日程)	6/7 (火) 14:00~	南信消費生活センター 大会議室	〒395-0034 飯田市追手町2丁目 641-47
② 長 野 (午前日程)	6/20 (月) 10:00~	長野合同庁舎 別館大会議室	〒380-0838 長野市大字南長野県町県町 593-14
③ 飯 山 (午後日程)	6/20 (月) 14:00~	飯山庁舎 大会議室	〒389-2255 飯山市静間 1340-1
④ 大 町 (午後日程)	6/27 (月) 14:00~	大町合同庁舎 講堂	〒398-0002 大町市大町白塩町 1058-2
⑤ 伊 那 (午前日程)	7/4 (月) 10:00~	伊那合同庁舎 講堂	〒396-0025 伊那市荒井 3497
⑥ 木 曾 (午後日程)	7/4 (月) 14:00~	木曾合同庁舎 講堂	〒397-0001 木曾郡木曾町福島 2757-1
⑦ 上 田 (午前日程)	7/12 (火) 10:00~	上田合同庁舎 講堂	〒386-8555 上田市材木町1丁目 2-6
⑧ 佐 久 (午後日程)	7/12 (火) 14:00~	佐久合同庁舎 講堂	〒385-0054 佐久市跡部 65-1
⑨ 松 本 (午前日程)	7/19 (火) 10:00~	松本合同庁舎 502会議室	〒390-0852 松本市島立 1020
⑩ 諏 訪 (午後日程)	7/19 (火) 14:00~	諏訪合同庁舎 講堂	〒392-0021 諏訪市上川1丁目 1644-10

※駐車場が少ないのでなるべく公共交通機関のご利用をお願いいたします。

特に、伊那合同庁舎につきましては第2駐車場をご利用いただくか、周辺の有料駐車場をご利用いただくようお願い申し上げます。

## 【参加申し込みフォーム】

QRコード及びリンクの Google フォームから参加申し込みを受付いたします。



<https://onl.bz/8yRKyj7>

## 長野県医療的ケア児等支援センター業務報告（R4年4月1日～6月10日まで）

医療的ケア児等支援センター 副センター長亀井智泉

## 1. 相談対応

センターの開設から2カ月余間で相談の総件数は47件。

## 【相談の内容】

◎圏域別の相談件数はグラフ1のとおり。

上小・松本圏域は、特定のご家族からの複数回の相談があり、その発信を受けた市議会議員・県会議員からの相談も複数回あった。子育ての孤独や働きたい、という思いとレスパイト施設の不足の訴えが主であった。

また、地域の小学校への就学についての相談も複数の圏域であった。他県からはセンターの具体的な業務内容についての問い合わせが多くかった。

◎相談者の職種別件数はグラフ2のとおり。

ご家族だけでなく、地域の学校への就学に向けて環境整備にあたる市町村の教育委員会や、医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けて自立支援協議会や連携推進会議等で協議している市町村等担当者からの相談が多い。圏域の医療的ケア児等コーディネーター・療育コーディネーターからは困難ケースの相談とともに、圏域内の多職種連携体制整備についての相談や情報提供の求めがあった。

## 【相談への対応】

圏域の医療的ケア児等コーディネーターや支援実績のある支援者を紹介したケース・・・8件

情報提供や助言を行ったケース・・・16件

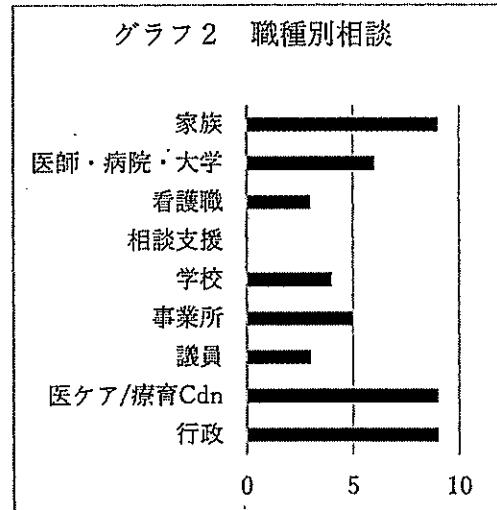
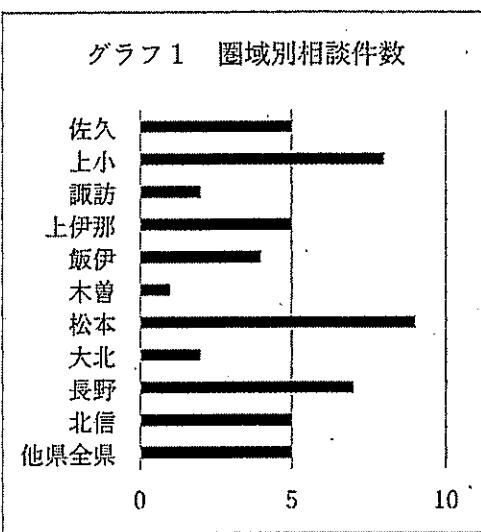
訪問支援、関係者との協議につながったケース・・・14件

その他（複数回等）・・・9件

## 2. 訪問指導

依頼により行った訪問指導、協議は12回。主なものは以下のとおり。

圏域	行先	概要
諏訪	自立支援協議会医ケア部会	圏域医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けた協議、業務内容や業務量の整理
上伊那	事業所	心疾患児の小学校への入学、てんかん医療へのコーディネート不足
飯伊	NPO 法人	成人移行期の方の親亡き後の住まいと支援、専門性の高い医療機関へのつなぎ
長野	教育委員会	医療的ケアコーディネーター研修講師 医療的ケア児等の通う小中学校への訪問指導6件、校内医療的ケア運営協議会出席



長野圏域	社会福祉法人	医療的ケア児等のための GH 開設について相談
北信	事業所	圏域の医療的ケア児の現状について把握
	病院	圏域の医療的ケア児等支援について、小児科部長・病棟看護師長との意見交換

その他、学校訪問、訪問看護ステーション開設の相談、家族会等が予定されている

### 3. 会議・意見交換

圏域	会議名	概要
諫訪	自立支援協議会医ケア部会	圏域医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けて
北信	重心・医ケア部会	こども病院からの情報提供への不満
松本	圏域4病院レスパイト連絡会	こども病院、信大病院、まつもと医療センター、城西病院のレスパイト調整。コーディネーター不足の指摘
長野	自立支援協議会全体会	医療的ケア児実態データ更新
松本	安曇野市議による病院訪問	圏域の現状報告と医療的ケア児等コーディネーターの不在の指摘をいただいた
全県	看護協会保健師助産師職能専門研修会	信州大学周産期こころの医学講座、同医学部保健学科母性看護学教室との連携。NICU・GCU の看護職研修へ
全県	特別支援教育課医療的ケアコーディネーター連絡会	緊急搬送先ともなる協力病院へのコーディネートを依頼された

このほか、圏域の連携推進会議への協力・出席による圏域医療的ケア児等コーディネーターの配置促進。また、厚労省の調査研究班にも参加、医療的ケア児の実態把握、医療的ケア児等コーディネーターの役割、災害対策等について取組報告を行った。

### 4. 人材育成

- 医療的ケア児等支援人材育成研修
- 医療的ケア児等支援スキルアップ研修

### 5. 情報発信

- 医療的ケア児等支援センターニュース

### 6. 主な連携先

- 県立こども病院
  - 療育支援部：個別に相談されたケースについての情報共有、助言をいただく
  - ニューロケアセンター：成人移行期の方の診療・治療
- 信州大学
  - 人材育成研修委託（予定）
  - てんかん診療部門、移行期医療支援センターへの情報提供
- 長野県社会福祉協議会
  - 災害対策、特に災害時の電源確保についての協働

## 医ケア児家庭とEVカーボランティアつながりづくり事業

事業名	重症児家庭とEVボランティアのマッチングを核とした災害時にも活きる地域のつながりづくり事業
助成	中央共募 重症児等とその家族に対する支援活動応援助成
事業期間	令和4年6月～令和5年3月末
実施主体	長野県社会福祉協議会（まちづくりボランティアセンター Tel:026-226-1882）

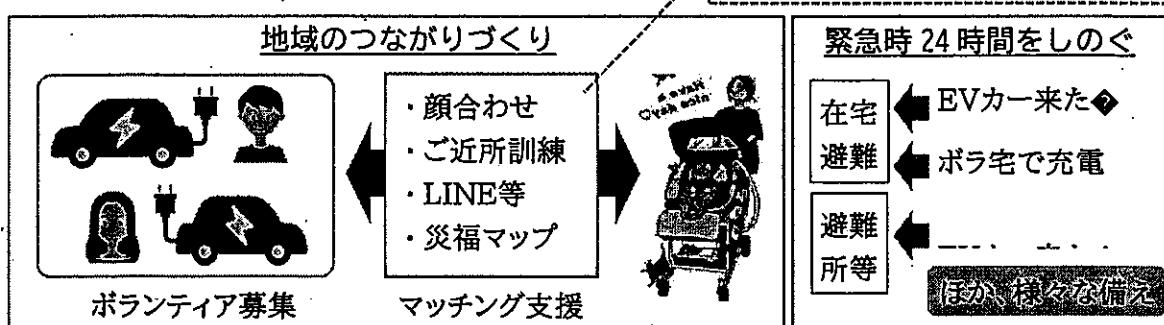
### ○ 対象地域

長野市、千曲市、上水内郡等  
協力医ケア児家庭 30世帯予定

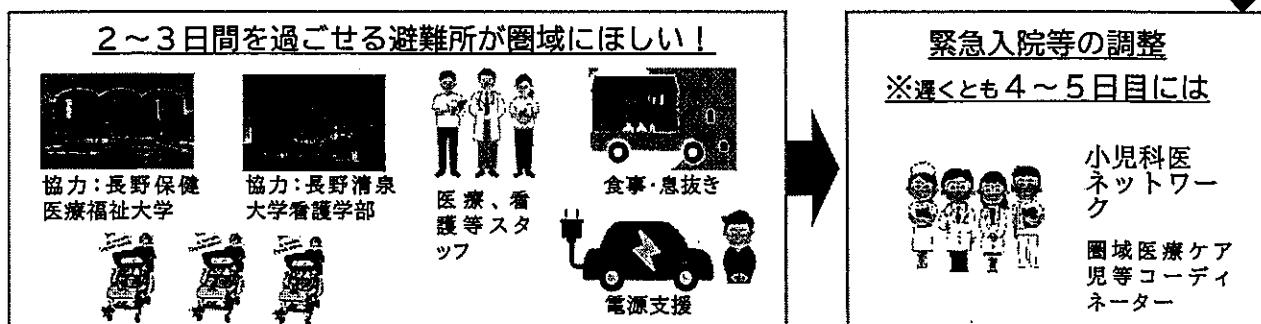
全県の在宅要電源要支援者 約500人  
…人口呼吸器100、気管切開130、吸引207、在宅酸素115

### ○ 事業概要

#### ① 平時や緊急時の地域のつながり支援



#### ② 安心して避難できる避難所の実験



#### ③ 事業推進体制

アドバイザー
・亀井智泉氏(信州大学講師、長野県医療的ケア児等支援センター副所長)
・小林紀子氏(圏域医療的ケア児等センター、看護師、長野市社会事業協会)
・石井ふき子氏(県社協防災福祉アドバイザー、(特)さくらネット代表理事、西宮市)
・北村千章氏(清泉女学院大学看護学部看護学科小児看護准教授)

長野県災害ボランティアセンター応援企業ネット(準備会)
○ EVカーボランティア募集
○ マッチングや訓練への協力

防災福祉かんたんマップ
○ 安否確認情報の共有システム作成
○ 訓練での活用

・長野県障がい者支援課(医療的ケア児等支援センター)
・長野市社会福祉協議会
・(福)長野市社会事業協会
・千曲市社会福祉協議会
・損保ジャパン(株)長野支店
・ながの移動販売つなぎ局

事務局 長野県社協・まちづくりボランティアセンター
Tel:026-226-1882
長野市中御所岡田 98-1

O

O